ト　中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有等国は、中小企業者へのハザードマップ等の周知を促進するため、関係者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、委託事業者が中小受託事業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該中小受託事業者に負担させる、あるいは、委託事業者が中小受託事業者に対して、当該中小受託事業者以外の者による代替生産を可能とするために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、委託事業者は中小受託事業者にとって過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。委託事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）等、関係法令を遵守した上で、中小受託事業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一　（略）

２　連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一～三　（略）

四　連携事業継続力強化における連携の態様

（略）

イ　（略）

ロ　原材料・部品等の需給関係にある複数の委託事業者や中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、委託事業者を中心に、中小受託事業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の委託事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ハ　（略）

五　連携事業継続力強化に資する対策及び取組連携事業継続力強化に当たっては、四に掲げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、１の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ～ホ　（略）

ヘ　委託事業者、政府関係金融機関その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

ト　中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有等国は、中小企業者へのハザードマップ等の周知を促進するため、関係者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、親事業者が下請中小企業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該下請中小企業者に負担させる、あるいは、親事業者が下請中小企業者に対して、当該下請中小企業者以外の者による代替生産を可能とするために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、親事業者は下請中小企業者にとって過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。親事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）等、関係法令を遵守した上で、下請中小企業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一　（略）

２　連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一～三　（略）

四　連携事業継続力強化における連携の態様

（略）

イ　（略）

ロ　原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ハ　（略）

五　連携事業継続力強化に資する対策及び取組連携事業継続力強化に当たっては、四に掲げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、１の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ～ホ　（略）

ヘ　親事業者、政府関係金融機関その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。